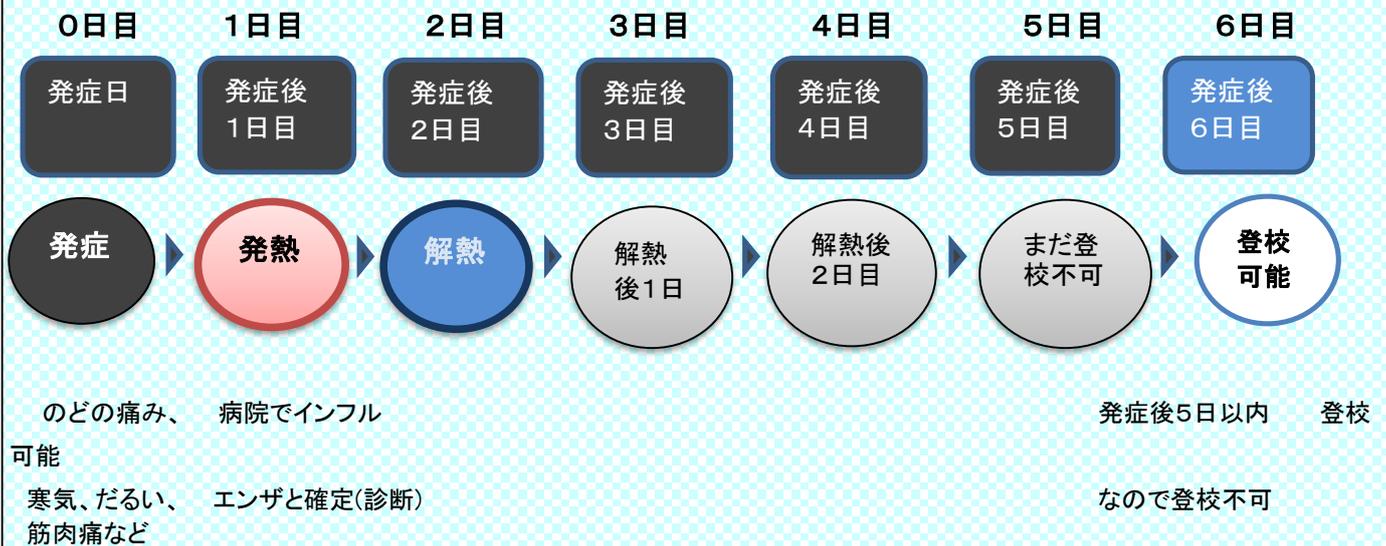


インフルエンザによる出席停止期間について 保健室から

インフルエンザによる出席停止期間は、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまでです。

(学校保健安全法施行規則第19条 *2012年4月1日改正)

《例えば、発症後2日目に解熱した場合》



《例えば、発症後4日目に解熱した場合》



インフルエンザと診断され、保護者から連絡を受けた際は、何型(A型、B型)かを聞いて、出席停止期間をおしえてあげてください。抗インフルエンザ薬の効果で解熱しても感染力は、あるため期間を守り、けして無理をせず、体調が回復してから登校させるよう申し添えてください。

